尼崎市東部浄化センター等
運転管理業務包括的委託

要求水準書（素案改訂版）

令和８年 10 月

尼崎市公営企業局　下水道部　下水浄化センター

目　　次

第１ 総則 1
１ この要求水準書の目的 1
２ 対象業務の概要 1
３ 包括的委託の主旨に基づく業務の実施 2
４ 法令等の遵守 2
５ 信用失墜行為の禁止 2
第２ 業務の対象施設及び設備 3
第３ 業務の基本的な取組方針 4
１ 全体業務計画書 4
２ 年間業務計画書 4
３ 全体修繕計画書 5
４ 年間修繕計画書 5
５ 緊急時対応計画書 6
第４ 想定水量、想定流入水質、想定使用電力量及び想定処理量等 7
１ 各年度の想定水量及び想定流入水質 7
２ 東部浄化センター水質実績値 7
３ 電力契約状況及び想定使用電力量 8
４ 想定処理量等（参考） 10
第５ 業務の内容及びその要求水準等 11
１ 統括管理等業務 11
２ 維持管理業務 13
３ コンサルタント業務 25
第６ 業務の実施体制等 30
１ 組織体制 30
２ 業務従業者の確保等 32
３ 災害時及び緊急時の体制等 32
４ 労務管理及び安全衛生管理 33
５ 就業の制限 33
６ 業務従事者の服装等 34
７ 再委託の制限 34
８ 業務実施体制の変更 34
第７ 施設及び設備の機能確認等 35
１ 業務開始前の機能確認 35
２ 業務開始後の当初機能確認 35
３ 業務実施期間中における機能確認 35
４ 確認された不具合等の取扱い 35
５ 契約終了時の機能確認 36

第８ 雑則 37
１ 受託者による効率的方策の提案 37
２ 受託者による投資の提案 37
３ 改築工事等の実施時の取扱い 37
４ 電気主任技術者 38
５ 業務対象外の施設設備 38

〈別添資料一覧〉

別添 1-1　対象施設一覧
別添 1-2　浄化センター・ポンプ場施設 諸元
別添 1-3　主要施設設備一覧表（令和８年３月３１日時点）
別添２　尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について
別添３　屋上広場施設点検表
別添４　電気設備保守点検業務設備一覧表
別添５　消防設備保守点検業務設備一覧表
別添６　空調設備保守点検業務設備一覧表
別添７　清掃箇所図
別添８　東部浄化センター洗浄沈砂の分析項目及び分析方法
別添９　天井クレーン検査業務設備一覧表
別添１０　脱臭設備保守点検業務 実施要領
別添１１　中在家中継ポンプ場圧送管電気防食装置点検業務 実施要領
別添１２　中在家中継ポンプ場 水管橋定期点検業務 実施要領
別添１３　計画修繕業務仕様書
別添１４　交付金対象外工事に係る対象候補及び参考仕様
別添１５　建築物定期点検業務実施要領
別添１６　東部雨水ポンプ場建替え工事スケジュール

用語の説明

本件委託	尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託をいう。
委託期間	令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までの 10 年間をいう。
委託者	本件委託に係る委託契約を締結する尼崎市をいう。
受託者	本件委託に係る委託契約を委託者と締結した者をいう。
協議	委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
報告	受託者が委託者に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
承諾	受託者の発議により、委託者が書面により同意することをいう。
指示	委託者の発議により、委託者が受託者に対し、業務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
提出	委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すことをいう。
確認	委託者又は受託者が、現場や関係資料等により、契約の内容との適合その他の事項を確かめることをいう。
連絡	委託者と受託者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。
点検	施設・設備の状態を把握するとともに、異状の有無を確認することをいう。
調査	施設・設備の健全度評価や予測のため、定量的に劣化の実態や動向を確認することをいう。
保守	定期的に行う消耗品の確認、補充及び交換や異状が発見された場合に行う軽微な調整・修理・取替等を行う活動のことをいう。
修繕	「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日・国水下事第 67 号別表）」に示される「小分類」単位未満の一部を取り換える若しくは整備すること。劣化した部位・部材又は建物および機器の性能を初期の水準又は実用上支障のない状態まで回復させる。
突発修繕	計画修繕以外の修繕で、設備等の突発的な故障・不良・破損等に対応するため実施するもの。 1件当たりの費用が 200 万円以上のもの（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
緊急修繕	計画修繕以外の修繕で、設備等の突発的な故障・不良・破損等に対応するため実施するもの。 1件当たりの費用が 200 万円未満のもの（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
計画修繕	対象施設の点検結果、劣化状況、運転状況等を踏まえ、年度協定に定める上限額の範囲内で、計画的に行う修繕をいう。主要機器のオーバーホールを含む。
大規模修繕	計画修繕のうち、設備・施設の大部分を取替、整備する修繕をいう。オーバーホール等。
長寿命化対策	大規模修繕のうち、下水道施設の予防保全的な管理及び更生工法あるいは部分取替等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する行為。長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策

	のことをいう。
改築	対象施設の全部又は一部の再建設又は取替えを行うことであり、更新、長寿命化対策の総称をいう。
交付金対象外工事	交付金対象の改築工事には該当しないものの、対象施設の機能維持、故障予防、延命化又はライフサイクルコストの最適化に資する工事であって、本件委託の業務範囲に含まれるものをいう。なお、交付金対象外工事は、計画修繕に準じて取り扱うものとする。
建替え工事	委託者が実施する東部雨水ポンプ場の建替え工事（新ポンプ場の新設工事及び現ポンプ場の解体工事）をいう。
維持	施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう。
維持管理	修繕及び維持の総称をいう。
清掃	施設内に堆積する土砂、油脂、モルタル、木根等を取り除く作業をいう。
健全度	評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標をいう。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。
SM 計画	対象施設に係るストックマネジメント計画をいう。
修繕施工計画書	計画修繕又は交付金対象外工事の実施に先立ち、受託者が作成する書類であって、工事概要、施工期間、施工方法、使用材料、安全対策、施設運転への影響及び対策等を記載したものをいう。
再委託	受託者又はその構成企業が、構成企業以外の第三者に業務の一部を委託又は請け負わせることをいう。
対象施設	本件委託の対象となる東部処理区の下水道施設（東部浄化センター、中在家中継ポンプ場、東部雨水ポンプ場）をいう。
委託契約	委託者と受託者が、本件委託の実施に関し締結する契約をいう。
成果物	各種計画書、報告書、図面及びその他受託者が委託契約又は委託者の請求により委託者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
年度協定	委託者と受託者が、各年度の対象業務（統括管理等業務、維持管理業務及びコンサルタント業務）の実施内容、修繕費用の基準額及び上限額、その他の事項について協議し、締結する年度ごとの協定をいう。
総括責任者	受託者の業務の履行についてその内容の管理をつかさどる者であり、対象施設に常駐して維持管理業務、統括管理等業務及びコンサルタント業務の全体を統括する者をいう。
代理者	総括責任者が不在のときに、その職務を代理する者をいう。
統括管理技術者	統括管理等業務（ストックマネジメント計画策定支援業務の統括的な管理、維持管理情報のデータ管理、セルフモニタリング及びこれらに付随する業務をいう。）の実施に当たり配置する者をいう。総括責任者又はコンサルタント業務に従事する者と兼務することができる。
工事監督責任者	受託者が、計画修繕、交付金対象外工事、突発修繕及び緊急修繕に関する工事を実施するに当たり、工事の品質、工程、安全及

びコストの管理を行うために配置する者をいう。

第１ 総則

１ この要求水準書の目的

この要求水準書は、尼崎市東部浄化センター等運転管理業務包括的委託契約に基づき、委託業務の内容、要求水準その他委託業務を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

２ 対象業務の概要

本件委託の対象業務は以下のとおりである。

（１） 統括管理等業務

・統括管理業務
・台帳整備業務
・セルフモニタリング業務

（２） 維持管理業務

・維持操作運転管理業務
・屋上広場管理業務
・電気設備保守点検業務
・消防設備保守点検業務
・空調設備保守点検業務
・昇降機設備保守点検業務
・清掃業務
・植樹帯保護育成業務
・フォークリフト車検・保守点検業務
・地下タンク設備保守点検業務
・トラックスケール保守点検業務
・沈砂分析業務
・簡易専用水道点検業務
・天井クレーン検査業務
・脱臭設備保守点検業務
・廃棄物処理業務
・機械警備業務
・圧送管電気防食点検業務
・水管橋点検業務
・ユーティリティ調達管理業務
・修繕業務
・浚渫業務
・洗砂搬送・陸上残土処分業務
・建築物定期点検業務
・危機管理対応業務

・日報、報告書等の作成、整理、保管等業務

（3） コンサルタント業務

・ストックマネジメント計画策定支援業務

・実施設計業務

・工事監督業務

3 包括的委託の主旨に基づく業務の実施

受託者は、委託契約書(案)及びこの要求水準書並びにこれらに対する質問回答書の定める範囲内において、自由な発想のもと、自らの裁量を十分に発揮し、委託業務を安全かつ効率的に遂行しなければならない。

4 法令等の遵守

受託者は、委託業務の実施に関連する法令等の趣旨を十分理解し、遵守するとともに、法令、通達等の新規制定又は改正について常に留意しなければならない。

5 信用失墜行為の禁止

受託者は、東部浄化センター等が公共施設であることを十分認識し、周辺住民との調和を図る等、委託者の信用を失墜させることのないよう委託業務を実施しなければならない。

第２ 業務の対象施設及び設備

業務の対象となる東部浄化センター等の施設及び設備は、別添１（「対象施設一覧」等）のとおりとする。また、別添１に記載のない小設備及び付帯設備その他東部浄化センター等の業務実施に使用される施設及び設備についても業務の対象とする。なお、委託者は、尼崎市下水道台帳システムから出力した対象施設及び設備に関する資料を、公表資料又は閲覧資料として別途提示する。

第３ 業務の基本的な取組方針

受託者は、本件委託の実施に当たって、全体業務計画書、年間業務計画書、全体修繕計画書、年間修繕計画書及び緊急時対応計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。

１ 全体業務計画書

① 記載すべき事項

業務期間中の重要事項を基本とし、受託者の提案内容を踏まえ、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 対象施設の運転維持管理、その他業務実施に関する基本方針

イ 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格など業務を実施する組織に関する事項

ウ 緊急事態の対応・支援など緊急事態に関する事項

エ 安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する事項

オ 受託者が提供する業務品質の確保・向上に関する事項

カ 委託者と受託者間の協議、報告、承諾等に関する事項

キ 人材育成及び技術継承（資格取得、研修・訓練、技能評価、業務の属人化防止、委託者職員との知見共有を含む。）に関する事項

ク DX・IT の活用（維持管理情報の電子化・一元管理、システムの導入・運用及び情報セキュリティを含む。）に関する事項

② 事務手続き

ア 受託者は、委託開始日の 30 日前までに全体業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。ただし、委託者が変更又は修正を求めた場合は、受託者は速やかに対応し、再提出すること。

イ 受託者は、業務の実施状況を踏まえ、全体業務計画書の変更が必要と認めるときは、変更後の全体業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

２ 年間業務計画書

① 記載すべき事項

当該委託年度における年間業務計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

ア 当該年度における業務実施組織、業務分担、従事者の体制・資格等に関する事項

イ 対象施設の運転維持管理、その他当該委託年度に実施する業務の年間実施計画の概要に関する事項。

ウ 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項

エ その他委託者若しくは受託者が必要とする計画・内容等に関する事項

② 事務手続き

ア 受託者は、当該年度が開始する 60 日前までに年間業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。ただし、委託初年度については、全体業務計画書と同時に提出すること。また、委託者が変更又は修正を求めた場合は、受託者は速やかに対応し、再提出すること。

イ　受託者は、年間業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の年間業務計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

3 全体修繕計画書

① 記載すべき事項

全体修繕計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。なお、全体修繕計画書の分量は、A3 用紙数枚程度を目安とし、簡潔に記載するものとする。

ア　計画修繕を予定する設備等の名称・仕様

イ　計画修繕を予定する設備等毎の時期と修繕の概要

交付金対象外工事についても、対象施設の機能維持、故障予防、延命化及びライフサイクルコストの最適化の観点から、計画修繕と併せて対象候補、実施時期及び実施概要を全体修繕計画書の中で記載すること。

② 事務手続き

ア　受託者は、委託開始日の 30 日前までに全体修繕計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

イ　受託者は、点検・調査の結果、維持管理業務の実施状況その他の事情の変化を踏まえ、全体修繕計画書の見直しが必要と認めるときは、変更後の全体修繕計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

4 年間修繕計画書

① 記載すべき事項

当該年度における年間修繕計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

ア　当該年度における計画修繕の概要（修繕対象設備の名称、修繕内容、実施時期、概算費用、簡易図面及び仕様概要を含む。）

イ　次年度以降数か年度分の計画修繕の案（全体修繕計画書を踏まえ、閑散期の活用を含む実施時期の案を記載する。）

ウ　各修繕項目の必要性及び優先順位の根拠（点検結果、劣化状況、機能への影響度等に基づく評価を含む。）

当該年度に実施を予定する交付金対象外工事については、計画修繕と併せて年間修繕計画書の中で一体的に記載すること。

② 事務手続き

ア　受託者は、毎年度 7 月末までに次年度以降の計画修繕及び交付金対象外工事の案を委託者に提出し、委託者と協議を行うこと。

イ　受託者は、前号の協議を踏まえ、当該年度が開始する 60 日前までに年間修繕計画書を委託者に提出すること。ただし、委託初年度については、全体修繕計画書と同時に提出すること。

ウ　委託者及び受託者は、前号の年間修繕計画書の内容を踏まえ、年度協定を締結し、当該年度の修繕費用の上限額を確定するものとする。

エ　受託者は、年度協定の締結後、年間修繕計画書の内容に年度協定との調整が必要な場合は、速やかに修正し、委託者の承諾を得ること。

オ　受託者は、年間修繕計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更後の年間修繕計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

カ　受託者は、当該計画修繕を実施する日の 14 日前までに、修繕施工計画書を委託者に提出するものとする。修繕施工計画書には、工事概要、施工期間、施工方法、使用材料、安全対策、施設運転への影響及び対策等を記載すること。なお、交付金対象外工事については、実施設計又は概略設計資料に基づく詳細な施工計画を含めるものとする。委託者は、必要があると認めるときは、受託者に意見を申し出することができる。

5 緊急時対応計画書

① 記載すべき事項

緊急時対応計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。

ア　緊急事態発生に対応する具体的な執行体制

イ　自然災害（大雨、台風、雷害、渇水、地震、暴風、洪水、地滑り、落盤等、自然的な現象による災害をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。

ウ　対象施設で発生が予測される事故（自然災害を除く、火災、停電、設備故障、労災、漏水、異常増水、異常水質などの事象をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。

② 事務手続き

ア　受託者は、委託開始日の 30 日前までに緊急時対応計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

イ　受託者は、訓練の実施結果、組織体制の変更その他の事情を踏まえ、緊急時対応計画書の見直しが必要と認めるときは、変更後の緊急時対応計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。

第４ 想定水量、想定流入水質、想定使用電力量及び想定処理量等

１ 各年度の想定水量及び想定流入水質

（１） 東部浄化センター想定水量及び想定流入水質

(千㎥／年)

想定水量種別	10 年度～19 年度
流入汚水量	24,366
雨水放流量	1,484

(mg／L)

想定流入水質	10 年度～19 年度
SS	220 以下
BOD	200 以下

（２） 東部雨水ポンプ場想定水量

(千㎥／年)

想定水量種別	10 年度～19 年度
雨水放流量	487

（３） 中在家中継ポンプ場想定水量

(千㎥／年)

想定水量種別	10 年度～19 年度
流入汚水量	10,330
雨水放流量	1,156

２ 東部浄化センター水質実績値

（１） 流入(着水井)水質 （過去５年間平均）

項目	流入水質
pH	7．1(6.5～7.7)
BOD(mg/L)	106(192)
COD(mg/L)	81(185)
SS(mg/L)	83(220)
大腸菌群数(個/cm3)	63,100(870,000)
窒素(mg/L)	17．2(22.5)
りん(mg/L)	1.8(2.7)

＊１ （ ）は最大値、なおｐＨは(最小値～最大値)

＊２ 放流水質の法定基準に「大腸菌数」が適用されるのは令和７年４月１日以降であり、流入水についても大腸菌数の過去の測定実績はないため、参考に「大腸菌群数」を記載している。

（２） し尿(希釈済)投入量及び性状（過去５年間平均）

投入量(m³/日)	430
pH	7.3
BOD(mg/L)	65
COD(mg/L)	108
SS(mg/L)	218
窒素(mg/L)	33.6
りん(mg/L)	5.9

＊　なお、し尿の希釈倍率及び投入量については、クリーンセンターとの協議により、変更する場合がある。

３ 電力契約状況及び想定使用電力量

（１） 各施設の電力契約状況

施設名	東部浄化センター	東部雨水ポンプ場	中在家中継ポンプ場
受電電圧・回線数	22kV×2 回線	6.6kV×1 回線	6.6kV×1 回線
契約電力	1,900kW	1,180kW	1,230kW
常時力率修正額の割引	15%	15%	15%
契約種別	特別高圧受電	高圧受電	高圧受電

（２） 想定使用電力量(kWh)

		昼間	夜間	重負荷	小計
東部浄化センター	4月	292,292	323,453	－	615,745
	5月	279,940	375,407	－	655,347
	6月	334,888	312,446	－	647,334
	7月	165,082	348,805	169,570	683,457
	8月	161,998	326,878	166,693	655,569
	9月	150,850	329,485	157,600	637,935
	10 月	318,519	311,898	－	630,417
	11 月	286,557	305,153	－	591,710
	12 月	291,019	308,127	－	599,146
	1月	274,507	318,709	－	593,216
	2月	260,556	281,860	－	542,416
	3月	310,595	309,721	－	620,316
	小計	3,126,803	3,851,942	493,863	7,472,608
東部雨水ポンプ場		昼間	夜間	重負荷	小計
	4月	6,321	7,409	－	13,730
	5月	5,557	8,363	－	13,920
	6月	7,210	7,171	－	14,381
	7月	3,785	9,057	3,857	16,699
	8月	3,728	7,322	4,007	15,057
	9月	3,402	7,789	3,525	14,716
	10 月	6,276	6,726	－	13,002
	11 月	5,915	6,755	－	12,670
	12 月	5,793	6,531	－	12,324
	1月	5,406	6,698	－	12,104
	2月	5,420	6,095	－	11,515
	3月	6,612	6,939	－	13,551
	小計	65,425	86,855	11,389	163,669
中在家中継ポンプ場		昼間	夜間	重負荷	小計
	4月	46,146	49,961	－	96,107
	5月	45,586	56,005	－	101,591
	6月	55,494	47,004	－	102,498
	7月	28,332	57,692	32,969	118,993
	8月	27,780	53,960	33,056	114,796
	9月	23,500	51,892	27,808	103,200
	10 月	52,575	48,940	－	101,515
	11 月	47,211	45,486	－	92,697
	12 月	43,043	42,804	－	85,847
	1月	40,716	46,208	－	86,924
	2月	40,237	41,014	－	81,251
	3月	49,828	48,919	－	98,747
	小計	500,448	589,885	93,833	1,184,166

4 想定処理量等（参考）

業務	項目	想定数量
廃棄物処理業務	一般廃棄物(kg/年)	約 1,600
	混合廃棄物(kg/年)	約 2,900
	沈砂洗浄棟排出ガラ(kg/年)	約 7,300
	廃油(L/年)	約 1,900
	廃蛍光管(kg/年)	約 130
	試薬廃液(kg/年)	約 420
浚渫業務	浚渫量(トン/年)	125
洗砂搬送・陸上残土処分業務	搬送・処分量(トン/年)	470

＊1 上記は R4～R6 年度の平均値であり、実績により変動する。

＊2 廃棄物処理業務において、上記のほか使用済みの塗料などが排出される。

第５ 業務の内容及びその要求水準等

業務の種別並びにその内容及び要求水準は、下記のとおりとする。

１ 統括管理等業務

（１） 統括管理業務

① 統括管理業務の基本的事項

ア 統括管理業務とは、本事業の期間にわたる個別業務（維持管理業務、コンサルタント業務　等）を一元的に総括・管理し、委託者との窓口となって円滑かつ確実な事業運営を確保するための業務をいう。

② 統括管理技術者の配置

ア 受託者は、委託期間中の各業務の一元的な管理を行い、全ての個別業務の内容を把握するとともに、委託者との窓口となる統括管理技術者を配置すること。

イ 統括管理技術者は、現場で生じる各種課題や委託者からの求めに対し、適切かつ迅速な意思決定を行い、課題等を解決すること。

③ 業務計画書及び報告書の作成

ア 受託者は、第３に定める全体業務計画書、年間業務計画書その他の計画書及び報告書について、統括管理業務の一環として作成・管理し、適時適切に委託者に説明すること。

④ 業務改善の推進

ア 受託者は、業務の実施方法その他対象施設の効率的な管理運営方策について、プロフィットシェアの仕組みの活用を視野に、効率化及びサービスの向上に向けた取組を推進すること。

イ 受託者は、セルフモニタリング及び委託者によるモニタリングの結果により、業務改善（是正措置等を含む。）が必要になった場合は迅速に行うこと。

⑤ 技術管理・人材育成

ア 受託者は、適正に業務を実施するために、業務従事者の育成及び人員の確保を図ること。

イ 継続的により適切な技術の選定又は業務の改善に取り組むことにより、業務の品質を確保すること。

ウ 受託者は、属人化防止や次世代技術者育成を実現するため、委託期間を通じて0JT、資格取得及び研修等を活用した人材育成、技術継承を行うこと。

エ 受託者は、委託者の求めに応じ、委託者職員を対象とした研修、現場説明その他の方法により、維持管理に関する技術及び知見の共有に協力すること。

オ 受託者は、委託期間を通じた人材育成及び技術継承の方針を全体業務計画書に、当該年度の実施計画を年間業務計画書に記載し、その実施状況を年次業務報告書により委託者に報告すること。

⑥ 委託者との情報共有

ア 受託者は、委託者との定例会議を月１回以上開催し、業務の実施状況、課題及びそ

の対応策等について報告・協議すること。

イ　委託者への積極的な情報提供及び委託者との必要な情報交換並びにその他必要な調整等を円滑かつ確実に実施すること。

⑦ **情報公開への協力**

ア　受託者は、委託者が本件委託の実施状況、モニタリングの結果その他の維持管理に関する情報を公表する場合において、必要な資料の作成及び提供その他の協力を行うこと。

イ　前号の公表に当たり、受託者の知的財産又は営業上の秘密に関する事項の取扱いは、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

⑧ **DX・IT の活用**

ア　受託者は、業務の効率化、高度化及び品質向上を図るため、運転、点検、修繕、故障等の維持管理情報を電子データとして蓄積・管理し、保全及び更新の検討に活用すること。

イ　受託者がシステム等を導入する場合は、尼崎市下水道台帳システムその他委託者の既存環境との連携、情報セキュリティの確保及び操作性に配慮し、あらかじめ委託者と協議すること。

ウ　受託者は、委託期間終了時に、蓄積したデータを汎用的な形式で委託者に引き渡し、次期受託者への引継ぎに協力すること。

（２） 台帳整備業務

ア　受託者は、対象施設に係る施設台帳図（CAD データ）及び完成図書（竣工図、施工記録、使用機材一覧等）について、修繕工事、改築工事その他施設の変更が生じた場合は、速やかにその内容を尼崎市下水道台帳システムへ反映し、更新登録を行う。ただし、委託者が本件委託とは別に発注し、又は実施する工事に伴う変更については、委託者が尼崎市下水道台帳システムへの登録を行うものとする。

イ　更新登録に当たっては、工事の名称、実施時期、対象設備、施工内容等の必要な情報を正確に記録するとともに、委託者が定めるデータ形式、管理基準及び委託者が別途提示する入力マニュアル等に従い、施設の履歴管理に資するよう適切に管理する。

ウ　登録済みの台帳データについて、日常の維持管理業務及び点検業務を通じて正確性を継続的に確認し、既存データと現場の実態との齟齬、誤記、欠落等を発見した場合は、速やかに修正する等、データの精度向上に努めること。

（３） セルフモニタリング業務

ア　受託者は、セルフモニタリングを実施し、受託者が実施する業務状況が、要求水準書、業務提案書及び委託契約書(案)に適合することを確認すること。

イ　委託者が行うモニタリングに際し、会議の開催及び現地確認の協力等を行うこと。なお、モニタリング方法の詳細は、モニタリング基本計画書（案）に示す。

２ 維持管理業務

（１） 維持操作運転管理業務

① 東部浄化センター水処理運転管理業務

ア 次に掲げる汚水量に従い、水処理をする。

日最大汚水量	70.8(㎥/分)
晴天日時間最大汚水量	108.3(㎥/分)
雨天日時間最大汚水量	345.4(㎥/分)

イ 東部浄化センターに流入した雨水を放流する。

雨水放流水量 ※	1,505.0(㎥/分)

※設備改築により変更があった際は、その能力値とする。

ウ 下水道法第８条に規定する「放流水の水質の基準」及び施行令第６条に規定する「放流水の水質の技術上の基準」を遵守する。

エ 水質総量規制（COD、T-N、T-P）を遵守する。

オ 放流水質の要求水準は、次のとおりとする。

項目	放流水質 法定基準	放流水質 契約基準
pH	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD(mg/L)	20 以下	15 以下
COD(mg/L)	―	15 以下
SS(mg/L)	40 以下	8 以下
大腸菌数(CFU/mL)	800 以下	140 以下
窒素(mg/L)	60 以下	21 以下
りん(mg/L)	8 以下	2.0 以下

＊法定基準：法令等で定められた基準（各回測定値）

＊契約基準：受託者が満足すべき基準（各回測定値）

＊いずれも、基準を満足しない時は、委託契約書(案)に基づき委託料を減額する。

カ 良好な水質を確保するために自主基準を設け、適正な水質管理を行う。

キ 法令・条例等の改正、制定により新たに放流水に水質基準が制定された場合は、この基準を遵守すること。

ク 発生汚泥は、濃度を約１％として兵庫東スラッジセンターへ送る。

ケ １系６池（凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法）及び２系４池（標準活性汚泥法）の運用。なお、第２次又は第３次ストックマネジメント計画に基づく耐震化又は設備改築により、運用する池数が変更となる場合がある。

コ 合流式下水道の改善に取り組む。

サ 既存施設のし尿の受け入れ及び処理を行う。

シ 汚泥の減量化に取り組む。

ス 省エネルギーを考慮した維持管理計画を立案し、適正運転に努めるとともに、取組の評価やエネルギーの使用状況等について、委託者の求めに応じ、報告する。

セ 施設の施錠・開錠、その他施設管理業務を適切に行う。

② 東部雨水ポンプ場維持操作運転管理業務

ア　東部浄化センターからの遠隔監視・制御及び現場作業により、東部雨水ポンプ場に流入した雨水を放流する。

雨水放流水量※	1,815.0(㎥/分)

※設備改築により変更があった際は、その能力値とする。

イ　雨水貯留施設を有効に活用し、雨水放流回数を削減する。

雨水滞水池	1,400 ㎥

ウ　省エネルギーを考慮した維持管理計画を立案し、適正運転に努めるとともに、取組の評価やエネルギーの使用状況等について、委託者の求めに応じ、報告する。

エ　施設の施錠・開錠、その他施設管理業務を適切に行う。また、休止施設においても必要限度の保安措置を行う。

オ　現東部雨水ポンプ場は、委託者による建替え工事が予定されている。このため、当該施設については、交付金対象の改築工事を実施しないものとし、受託者は、自らの創意工夫により施設及び設備の延命化を図り、業務期間終了時まで所要の機能を維持しなければならない。当該延命化に要する修繕費等の上限は、年度協定において定めるものとする。

カ　委託者による東部雨水ポンプ場の建替え工事の施工中は、新ポンプ場への部分的な切替等に伴い、維持管理の運用に変更が生じる場合がある。受託者は、当該変更に適切に対応しなければならない。なお、受託者は、委託者が行う建替え工事の施工者その他の関係者との工事間調整について、協力すること。

キ　建替え工事の施工中における維持管理の運用変更の詳細は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。

③ 中在家中継ポンプ場維持操作運転管理業務

ア　東部浄化センターからの遠隔監視・制御及び現場作業により中在家中継ポンプ場に流入した汚水の圧送及び雨水を放流する。

晴天時最大汚水量	41.3(㎥/分)
雨天時最大汚水量	138.7(㎥/分)
雨水放流水量※	2,294.0(㎥/分)

※設備改築により変更があった際は、その能力値とする。

イ　省エネルギーを考慮した維持管理計画を立案し、適正運転に努めるとともに、取組の評価やエネルギーの使用状況等について、委託者の求めに応じ、報告する。

ウ　施設の施錠・開錠、その他施設管理業務を適切に行う。

④ 雨水排除に関する共通事項

ア　受託者は、①から③の各施設における雨水排除に関する業務を実施するに当たり、適切なポンプ運転操作等により雨水排除機能を発揮すること。

イ　放流ゲートの開閉操作その他浸水被害に直結しうる重要な操作については、事前に委託者が承諾した手順に基づき実施すること。

ウ　現有施設能力を超過する降雨時においても、施設及び設備の保全に努め、委託者と

連携して適切に対応すること。

⑤ 施設・設備機器等保守管理業務

ア　施設（建築、建築付帯設備、構造物その他附帯施設という。）及び設備機器等（機械設備、電気設備、計装設備）について、外観目視点検、動作確認、清掃等の日常点検を行う。

　この場合において、電気設備のうち、電気事業法に規定する自家用電気工作物に該当するものの点検は、別添２「尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について」を準用し定める日常巡視点検を行う。

イ　建築及び建築付帯設備については、尼崎市「公共施設保全マニュアル」を参考に自主点検を実施すること。

ウ　構造物等については、「尼崎市下水道土木施設維持管理指針」を参考に自主点検を実施すること。

エ　点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、機能回復を行う。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。また、国、兵庫県又は尼崎市立クリーンセンター若しくは道路管理者及び河川管理者が所管する施設及び設備に異常が認められた場合も、直ちに委託者に報告すること。

オ　設備機器が設置されている箇所の清掃を適宜行う。

カ　尼崎市下水道台帳システムへ必要な情報の登録を行う。

⑥ 水質試験業務

ア　運転管理に必要な水質（汚泥・し尿を含む）試験を行う。日常の維持管理に必要な流入下水や放流水等の総合的な水質管理や汚泥、し尿等の性状把握のために水質試験を行う。

イ　下水道法、水質汚濁防止法等によって義務付けられた水質試験を定められた方法によって必要な頻度で測定する。

ウ　ダイオキシン類特別措置法に基づき、東部浄化センターの放流水中のダイオキシン類の濃度測定を行う。

エ　必要な水質試験（試験内容、試験項目、採水個所等）は、委託者作成の「維持管理実績」に準じる。

オ　合流式下水道の改善のためのデータの収集に努める。

カ　法令等の改正に伴う新たな分析等の取組みを行う。

キ　試験は「下水試験方法」（社団法人日本下水道協会発行）に基づき、実施する。

ク　試験における採水は自動採水器で行うことを原則とする。

ケ　業務従事者は、その業務内容に応じた必要な知識及び技能を有し、適宜、環境計量士のアドバイスを受ける。

コ　受託者は、委託者にアからキの結果を報告する。

サ　分析機器、自動測定器の維持管理は適正に行い、その数値の信頼性を確保する。

⑦ 沈砂洗浄業務

ア　東部浄化センター等で発生した沈砂及び委託者の他の下水道施設から受け入れた沈砂を、大阪湾フェニックスの受入基準に適合するよう、東部浄化センターに設置されている沈砂洗浄設備で洗浄する。

（２） 屋上広場管理業務

① 屋上広場管理業務

ア　一般開放施設であることを十分認識し、これに係る施設管理業務（施錠管理、清掃、消耗品の交換等）を行う。

イ　テニスコート、芝生広場、多目的広場、会議室（屋上広場管理事務所内）及び駐車場の使用受付業務、並びに、これらの使用料について、指定公金事務取扱者としての収納業務（滞納処理業務を含む。）を行う。

受託者は、地方自治法第２４３条の２に規定する指定公金事務取扱者として、帳簿を備え付け、これに公金事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないものとし、委託者は、受託者に対し、必要な報告をさせることが出来るほか、その職員に、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、または関係者に質問させることができるものとする。

ウ　イの業務に伴う個人情報について、委託契約書(案)に定める個人情報・データ取扱特記事項に基づく運用管理を行う。なお、実施方法は委託者と受託者が別途協議する。

エ　一般開放施設であることを十分認識し、清潔な状態を保つ。

オ　景観広場及びせせらぎ水路に流れる処理水の水量及び水質の管理を行う。

② 施設保守点検業務

ア　屋上広場の日常点検（月１回以上）、定期点検（年１回以上）、保全等の業務を行い、点検記録を提出する。点検の項目及び内容、記録は別添３「屋上広場施設点検表」に準じたものとする。

イ　遊具等の定期点検（（一社）日本公園施設業協会の規準を準用）を、年１回以上行う。

ウ　点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、機能回復を行う。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

③ 機械警備業務

ア　屋上広場管理事務所の機械警備業務を行う。

（３） 電気設備保守点検業務

ア　対象設備は、別添４「電気設備保守点検業務設備一覧表」のとおりとする。

イ　別添２「尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について」を準用し定める定期巡視点検、精密点検、臨時点検及び測定(軽微な部品の交換等を含む。）を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であ

ると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

（４） 消防設備保守点検業務

ア　対象設備は、別添５「消防設備保守点検業務設備一覧表」のとおりとする。

イ　消防法等関係諸法令に規定する保守点検等(軽微な部品の交換等を含む。）を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ　製造年から１０年を経過した消火器、及び消防用ホースは関連法規に基づき耐圧性能点検を実施するか、若しくは新しく交換を行う。製造年から１０年を経過した消火器及び消防用ホースに係る耐圧性能点検の実施又は交換に要する費用は、撤去及び処分に要する費用を含め、本業務の委託料に含むものとする。

（５） 空調設備保守点検業務

ア　対象設備は、別添６「空調設備保守点検業務設備一覧表」のとおりとする。

イ　保守点検(軽微な部品の交換等を含む。）を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ　業務実施に当たっては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」を遵守しなければならない。

（６） 昇降機設備保守点検業務

ア　対象設備は、東部浄化センター管理棟昇降機設備(１台)とする。

イ　関係法令等に基づき、保守点検(軽微な部品の交換等を含む。）を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

（７） 清掃業務

ア　当該業務の対象箇所は、別添７「清掃箇所図」のとおりとする。

イ　常に清潔に留意し、委託者又は見学者等に不快感を与えることのない状態を保つ。

ウ　日常清掃は、概ね次に掲げる作業を行う。

(ア) 床は、ほうき、モップ、掃除機等を使用して塵埃(じんあい)を取除きすみずみまで清掃する。

(イ) 紙くず等は、適正に処理しごみ収集所に搬入する。

(ウ) 便所の清掃は、衛生器具等を洗剤で洗浄し、石鹸液及びトイレットペーパーを補充する。

エ　定期清掃は、概ね次に掲げる作業を行う。

(ア) 床は、床面を清掃し、床材適合ワックスで仕上げ、タイルカーペット部は、洗剤で洗浄する。畳部は、真空掃除機で塵埃(じんあい)を吸い取り、雑巾(きん)でふき取る。

(イ) 窓ガラスは、ガラス面（両面）を洗剤で洗浄し、枠も含めて清掃する。

（８） 植樹帯保護育成業務

ア　業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 植樹帯の剪(せん)定、薬剤散布

(イ) 屋上広場の芝生広場及び屋上広場管理事務所周辺の芝生の施肥、刈取り及び目土入れ

(ウ) 除草

イ　実施する業務は、年度ごとに、次に掲げる内容を満たすものとする。

(ア) 剪(せん)定

a 枝抜き、弱小枝、病害虫のひどい枝、電線等に障害となる枝、破損等の危険がある枝、樹冠又は樹形に不必要な枝等を除去する。

b 実施回数は、１回以上とする。

(イ) 薬剤散布

a 薬剤の使用に際しては、農薬取締法に規定する農薬安全使用基準に基づいて行う。

b 害虫防除は、葉の表からも散布し、薬液が害虫に十分かかるように散布する。

c 実施回数は、１回以上とする。

(ウ) 施肥

a 施肥の時期は、１１月から３月を標準とする。

b 実施回数は、芝生は２回以上、その他は適宜とする。

(エ) 芝生刈取り

a 刈取り高は、２～３ｃｍとし、常にこの状態を保つ。

b 刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り取る。

(オ) 芝生目土入れ

a 目土は、植物の根、ガレキ等が混入していないものを用いる。

b 芝生地の凹凸をなくし、均一に施工する。

(カ) 除草

a 樹木、施設等を損傷しないように均一に刈り込み、刈り残しのないよう仕上げる。

b 刈り跡は、きれいに清掃する。

c 実施回数は、１回以上とする。ただし、芝生部分の除草については、芝の育成を妨げない頻度で実施する。

(キ) 害虫等駆除

a 外来種等、害虫が発生した場合、委託者と対応を協議し駆除等の対策を行う。

（９） フォークリフト車検・保守点検業務

ア　対象機材は、東部浄化センターフォークリフト(１台)とする。

イ　労働安全衛生規則に規定する定期自主検査(軽微な部品の交換等を含む。）を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ　道路交通法に基づく車検・年次点検を行う。

（１０） 地下タンク設備保守点検業務

ア　対象設備は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 東部浄化センター

7,000 リットル：２基 13,000 リットル：２基

(イ) 東部雨水ポンプ場

9,600 リットル：１基

(ウ) 中在家中継ポンプ場

9,500 リットル：１基 10,000 リットル：１基

イ　消防法第１４条の３の２の規定による定期点検を実施する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

（１１） トラックスケール保守点検業務

ア　対象設備は、東部浄化センターに設置のトラックスケール(秤量：40,000 kg 最小目盛：10 kg)とする。

イ　設備の保守点検(軽微な部品の交換等を含む。）を行い、所定の性能及び機能を確保するとともに、計量士による検査を受ける。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ　当該保守点検は、初回は令和１０年度、以降は２年毎に実施する。

（１２） 沈砂分析業務

ア　東部浄化センター沈砂洗浄棟の洗浄沈砂の分析を行う。

イ　分析項目及び方法については、別添８「洗浄沈砂の分析項目及び分析方法」のとおりとする。

ウ　分析回数は、年１回とする。

（１３） 簡易専用水道点検業務

ア　水道法第３４条の２の規定により東部浄化センター管理棟の受水槽（４㎥）及び高架水槽（１㎥）の清掃等を行い、飲料水の水質の安全を確保する。

イ　水道法第３４条の２に規定する定期検査を受ける。

ウ　業務実施に当たっては、作業員の健康状態に配慮し（水道法第２１条（健康診断）等）、作業衣や作業器具を清潔に保つ。

（１４） 天井クレーン検査業務

ア　対象設備は、別添９「天井クレーン検査業務設備一覧表」のとおりとする。

イ　クレーン等安全規則に規定する定期自主検査等(軽微な部品の交換を含む。）を行い、所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

ウ　労働安全衛生法第４１条第２項に規定する性能検査を受ける。

（１５） 脱臭設備保守点検業務

ア　対象設備は、別添１０「脱臭設備保守点検業務 実施要領」のとおりとする。

イ　所要の性能及び機能を確保する。この場合において、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

（１６） 廃棄物処理業務

ア　東部浄化センター等運転管理業務包括的委託業務での事業活動に伴って生じた廃棄物（「（１）維持操作運転管理業務⑥沈砂洗浄業務」に伴い排出されるガラ等（契約締結日において委託者が東部浄化センターにて保管しているガラ等を含む。）を含み、尼崎市公共下水道事業活動に伴い生じる浮ごみ、及び沈砂等を除く。）を自らの責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令にしたがって適正に処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行う。

イ　本業務における廃棄物の想定処理数量は、第４の４「想定処理量等（参考）」に示すとおりとする。

ウ　本業務に要する費用は、本件委託の委託料に含むものとし、廃棄物の処分数量が第４の４に示す想定処理数量から増減した場合においても、当該増減分に係る精算は行わないものとする。ただし、処理単価の変動については、委託契約書(案)に定める物価変動に伴う委託料の改定により取り扱う。

エ　委託者及び受託者は、本件委託に伴い生じる産業廃棄物の処理に関し、一体の排出事業者として取り扱うものとし、収集運搬業者及び処分業者との契約の締結その他適正処理に必要な手続は、受託者の業務範囲に含むものとする。

（１７） 機械警備業務

ア　東部雨水ポンプ場及び中在家中継ポンプ場における建屋の機械警備を行う。

（１８） 圧送管電気防食点検業務

ア　中在家中継ポンプ場から東部浄化センターへの汚水圧送管における電気防食装置の点検（別添１１に基づく装置の作動状況、劣化状況、その他異常の有無等）を、２年に１回以上実施する。

イ　点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

（１９） 水管橋点検業務

ア　中在家中継ポンプ場水管橋の日常点検を年１回以上、定期点検（別添１２に基づく、水道管路施設管理技士または同等の業務経験を有するものによる目視等点検）を、２年に１回以上実施する。

イ　点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。

（２０） ユーティリティ調達管理業務

ア　電力(特別高圧、高圧受電除く)、ガス、水道、重油、次亜塩素酸ｿｰﾀﾞ、PAC、備消耗品、水質分析に使用する機器等（貸与品を除く）、消耗器具類・薬品類、通信（幹線水位計、杭瀬バイパスゲート、東部雨水ポンプ場の遠方監視制御を含む）、その他業務の実施に必要な一切の物品及びサービスの調達及び管理を行う(21 に規定する修繕

業務で調達する部品類を除く。)。

イ　適切な品質及び規格のものを調達し、設備機器の運転等に影響を与えないようにする。

ウ　常に在庫を把握して適宜適切に調達し、在庫不足により設備運転等に影響を与えないようにする。

エ　調達に当たっては、使用頻度、保管期間による品質の変化等を考慮する。

オ　物品管理者を選任し、保管、取扱い等に十分注意し、適正な管理を行う。

カ　当該調達費用の削減と安定的な供給確保に努める。

キ　光熱水費のガスの供給元に関しては、必要に応じて委託者に報告する。

（２１） 修繕業務

① 基本的事項

受託者は、対象施設の施設及び設備の機能が正常に発揮できるよう、計画修繕（大規模修繕を含む。)、突発修繕及び緊急修繕を適時適切に実施すること。また、受託者は、交付金対象外工事について、対象施設の機能維持、故障予防、延命化及びライフサイクルコストの最適化の観点から、計画修繕に準じて実施すること。なお、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策工事は、本件委託の業務範囲に含まない。

ア　修繕の対象範囲は、別添 1-3 に示す施設、設備、装置及び機器等とする。

イ　修繕に使用する部品等は、仕様変更による性能低下とならないものを用いる。ただし、LCC 等を考慮した施設の運用状況により委託者が認めるものはこの限りでない。

ウ　委託期間終了時において、委託者との協議により定められた施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

エ　突発修繕及び緊急修繕に係る年間の基準額、最低実施額及び最大基準額は、募集要項等において委託者が示すものとする。計画修繕及び交付金対象外工事に係る年間の費用の上限額は、年度協定において定めるものとする。

② 計画修繕

ア　受託者は、対象施設の点検結果、劣化状況、運転状況等を踏まえ、委託者が別添１３「計画修繕業務仕様書」に示す対象設備、実施年度及び参考仕様を考慮のうえ、最適な修繕計画を策定し、計画的に修繕を実施すること。なお、別添１３「計画修繕業務仕様書」に示す内容は委託者が想定する参考情報であり、受託者はこれを踏まえて実施内容を提案すること。ただし、委託者が特に必要と認める修繕については、年度協定等において別途指定することができる。

イ　計画修繕の完了後、委託者は完了検査を実施する。受託者は検査に必要な書類の整備その他検査への協力を行うこと。

ウ　計画修繕の具体的な実施内容及び年間の修繕費用の上限額は、年度協定において定めるものとする。なお、当該上限額の範囲内で合理的に機能維持が困難と見込まれる場合は、受託者は速やかにその理由、必要な対応及び影響を委託者に報告し、委託者と協議すること。

エ　年間修繕計画書の作成及び提出に係る事務手続きは、第３　４　② に定めるところに

よる。

③ 交付金対象外工事

ア　受託者は、対象施設の機能維持、故障予防、延命化その他効率的な維持管理に資するため、委託者が別添１４「交付金対象外工事に係る対象候補及び参考仕様」に示す対象候補、実施年度及び参考仕様を考慮のうえ、交付金対象外工事の実施内容を提案すること。なお、別添１４「交付金対象外工事に係る対象候補及び参考仕様」に示す対象候補、実施年度及び参考仕様は、委託者が想定する参考情報であり、受託者は、対象施設の点検結果、劣化状況、運転状況、設置環境、メーカー基準及び部品供給状況等を踏まえ、実施内容、実施時期、仕様、施工方法及び優先順位を提案することができる。ただし、委託者が特に必要と認める工事については、年度協定等において別途指定することができる。

イ　交付金対象外工事については、対象候補、実施時期及び実施概要を、計画修繕と併せて全体修繕計画書に記載するものとする。また、当該年度に実施を予定する交付金対象外工事については、計画修繕と併せて年間修繕計画書の中で一体的に記載するものとする。

ウ　交付金対象外工事の具体的な実施内容及び年間の費用の上限額は、年度協定において定めるものとする。なお、当該上限額の範囲内で合理的に機能維持が困難と見込まれる場合は、受託者は速やかにその理由、必要な対応及び影響を委託者に報告し、委託者と協議すること。

エ　交付金対象外工事の施工監理、品質管理、完了時の対応、記録及び報告については、計画修繕に準じて実施すること。

④ 突発修繕及び緊急修繕

ア　受託者は、施設又は設備の機能に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合において、計画修繕以外の修繕を行う必要があるときは、速やかに当該修繕を実施しなければならない。

イ　前号の修繕のうち、１件当たりの費用が 200 万円以上のもの（消費税及び地方消費税を含む。）を突発修繕といい、200 万円未満のもの（消費税及び地方消費税を含む。）を緊急修繕という。

ウ　受託者は、突発修繕を実施しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、修繕実施後速やかに委託者に報告するものとする。

エ　受託者は、緊急修繕を実施した場合は、速やかにその内容及び費用を委託者に報告しなければならない。

オ　突発修繕及び緊急修繕に係る年間の基準額、最低実施額及び最大基準額は、募集要項等において委託者が示すものとする。

⑤ 修繕実績の記録・報告

ア　修繕の実施結果について、工事の名称、実施時期、対象設備、施工内容、使用部品、費用等を記録し、写真等を添付した修繕記録を作成すること。

イ　修繕に要した費用については、計画修繕、交付金対象外工事、突発修繕及び緊急修繕の区分ごとに整理の上、月次の業務報告会において委託者に報告すること。

ウ　修繕及び交付金対象外工事の実施結果は、尼崎市下水道台帳システムへ速やかに登録し、施設の履歴管理に資すること。

（２２） 浚渫業務

ア　東部浄化センター、東部雨水ポンプ場、中在家中継ポンプ場の沈砂池及びポンプ井に堆積した沈砂を浚渫し、東部浄化センター内の沈砂洗浄施設へ搬送する。

イ　浚渫前に沈砂堆積量を調査し、予定作業箇所及び予定浚渫量を委託者と協議すること。

ウ　沈砂については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく汚泥に該当するため関係法令を遵守し実施すること。また廃棄物管理票は、原則的に電子マニフェストを使用すること。

エ　本業務における想定浚渫量は、第４の４「想定処理量等（参考）」に示すとおりとする。

オ　浚渫量が第４の４に示す想定浚渫量から増減した場合は、その増減分を実績に基づき精算するものとする。処理単価の変動については、委託契約書(案)に定める物価変動に伴う委託料の改定により取り扱う。

カ　委託者及び受託者は、本業務に伴い生じる産業廃棄物の処理に関し、一体の排出事業者として取り扱うものとし、収集運搬業者及び処分業者との契約の締結その他適正処理に必要な手続は、受託者の業務範囲に含むものとする。

（２３） 洗砂搬送・陸上残土処分業務

ア　沈砂洗浄業務により生じた洗砂（産業廃棄物（汚泥））を、指定する処分先まで収集運搬し、陸上残土として処分する。

イ　搬送・処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾フェニックスセンター」という。）の尼崎基地とする。ただし、大阪湾フェニックスセンターの受入条件の変更その他やむを得ない事由がある場合は、委託者と協議のうえ搬送先を変更することができる。

ウ　搬送・処分先である大阪湾フェニックスセンター（変更した場合はその変更処分先）との処分に係る委託契約についても、その準備事項（沈砂分析業務、受入基準適合確認、搬送車両の登録等）を含め、本業務の範囲とする。

エ　洗砂の収集運搬を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項に規定する産業廃棄物収集運搬業の許可（汚泥）を有していなければならない。受託者は、自ら当該許可を有する場合のほか、当該許可を有する者に再委託して実施することができる。

オ　受託者は、前号の再委託を行う場合であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく委託基準を遵守するとともに、洗砂の適正な処理について一切の責任を負

うものとする。

カ　搬送・処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、土壌汚染対策法その他関係法令を遵守し、搬送時の洗砂及び汚水等の飛散・流出を防止する措置を講ずるとともに、処分先との契約事項を遵守すること。

キ　搬送時の洗砂の計量は、東部浄化センターに設置されたトラックスケールにより行う。処分量の計量は搬送・処分先の計量方法に従うこと。またいずれの計量結果も記録し、委託者に報告すること。

ク　本業務における想定搬送・処分量は、第４の４「想定処理量等（参考）」に示すとおりとする。

ケ　本業務に要する費用は、本件委託の委託料に含むものとし、搬送・処分量が第４の４に示す想定搬送・処分量から増減した場合においても、当該増減分に係る精算は行わないものとする。ただし、処理単価の変動については、委託契約書(案)に定める物価変動に伴う委託料の改定により取り扱う。

コ　委託者及び受託者は、本業務に伴い生じる産業廃棄物の処理に関し、一体の排出事業者として取り扱うものとし、処分先及び収集運搬業者との契約の締結その他適正処理に必要な手続は、受託者の業務範囲に含むものとする。

（２４）　建築物定期点検業務

ア　建築基準法第１２条第２項及び第４項の規定に基づき、対象施設の建築物、建築設備（昇降機設備を除く。）及び防火設備について定期点検を実施する。

イ　対象施設は、別添１５「建築物定期点検業務実施要領」のとおりとする。

ウ　建築物の点検は、平成２０年国土交通省告示第２８２号に基づき実施する。建築設備の点検は、同告示第２８５号に基づき実施する。防火設備の点検は、平成２８年国土交通省告示第７２３号に基づき実施する。

エ　点検は、建築基準法第１２条第２項及び第４項に規定する有資格者が実施すること。

オ　点検の結果、異常が認められた場合は、速やかに原因調査を行い、修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を委託者に報告する。緊急を要する是正箇所を発見した場合は、直ちに委託者に報告すること。

カ　建築物並びに建築設備及び防火設備に係る建築基準法に定める現行基準に対し不適合の状況を確認した場合は、点検報告書に既存不適格の内容を記載し報告すること。

キ　点検結果を取りまとめ、点検対象に応じた報告書（建築物、建築設備及び防火設備ごと）を作成し、委託者に提出すること。

（２５）　危機管理対応業務

ア　東部浄化センター及び中在家中継ポンプ場は津波等一時避難場所に指定されているため、風水害及び地震等による津波若しくは、洪水の発生が予想され、市民等（以下、「避難者」という。）が避難してきた時には、管理棟において受け入れを行う。また、避難者が受託者の指定する立入禁止区域に立ち入らないようにすること。

イ　一時避難場所を開設し避難者を受け入れた時は、委託者に都度人数等を報告すること。また、閉鎖した時も同様とする。

ウ　受託者は、災害その他の緊急事態が発生した場合は、第３の５に定める緊急時対応計画書及び第６の３に定める危機管理マニュアルに基づき、適切に対応すること。

（２６） 日報、報告書等の作成、整理、保管等業務

ア　法令等の規定及び委託者が別に指示するところにより、上記各業務に伴う作業日報、報告書、記録等の書類の作成、整理、保管等を行う。

イ　物品等の調達費、ユーティリティの調達費、第三者への委託料その他この契約の履行のために第三者に対し支出した支出内訳簿の作成及びその支出の証拠書類である納品書、品質証明書、計量証明書、料金明細書等の整理及び保管を行う。

ウ　委託者より貸与される図書及び技術資料について、保管、整理及び貸出管理を行う。

エ　ア、イ及びウの書類について、委託者の指示があれば、受託者は委託者にこれを提出し、又は閲覧させる。

３ コンサルタント業務

（１） ストックマネジメント計画策定支援業務

① 基本的事項

ア　受託者は、対象施設のストックマネジメントに関し、委託者が策定する SM 計画の策定及び更新を支援すること。

イ　受託者は、本件委託で実施する維持管理業務の結果及び次項に定める点検・調査業務の結果を活用し、施設の状態を客観的に把握・評価した上で、中長期的な施設の状態を予測し、計画的かつ効率的な施設管理に関する提案を行うこと。

ウ　受託者は、業務の実施に当たり、次に掲げる関連計画の内容を踏まえなければならない。

(ア) 尼崎市公共下水道事業計画
(イ) 尼崎市下水道総合地震対策計画
(ウ) 尼崎市下水道施設耐水化計画
(エ) 尼崎市上下水道耐震化計画
(オ) あまがさき下水道事業地球温暖化防止推進計画
(カ) あまがさき下水道ビジョン
(キ) その他市が指示する関連計画

エ　受託者が委託期間中に策定支援等を行う SM 計画及びその計画期間は、次のとおりとする。

SM 計画	計画期間	検討期間 (想定)	受託者の 役割	備考
第 3 次	令和 11 年度～ 令和 15 年度	(策定済み)	修正支援 (必要に	受託者は、維持管理業務及び点検･調査業務の結果を踏まえ、必要

			応じて)	に応じて計画の見直し･修正を委託者に提案し、委託者の指示に基づき修正作業を支援する。
第 4 次	令和 16 年度～令和 20 年度	令和 14 年度～令和 15 年度	策定支援	受託者は、委託者が行う第 4 次 SM 計画の策定を支援する。
第 5 次	令和 21 年度～令和 25 年度	令和 19 年度～令和 20 年度	策定支援	受託者は、委託者が行う第 5 次 SM 計画の策定を支援する。

② 調査業務

ア 受託者は、SM 計画の策定及び更新に必要な専門的知見を要する調査を計画的に実施すること。当該調査は、維持管理業務における日常点検・定期点検・保守点検とは別に、施設の健全度を定量的に評価することを目的とするものとする。

イ 調査の項目、方法及び頻度については、尼崎市が策定する SM 計画に準拠し、委託者の承諾を得て実施すること。ただし、SM 計画に定めない項目について調査することを妨げるものではない。

ウ 調査結果は、施設毎に健全度・緊急度の評価を行い、尼崎市が策定する SM 計画との乖離を確認したうえで、速やかに委託者に報告するとともに、データベースとして整理・保管すること。

③ 修繕･改築計画案の作成

ア 受託者は、維持管理業務の結果及び前項の点検・調査結果により把握した施設の劣化状況を診断し、診断により判定された健全度を参考に対策の必要性を検討すること。

イ 対策が必要と判定されたものについては、修繕か改築かの判定を行うこと。

ウ 修繕・改築の優先順位を検討し、委託期間中及びそれ以降の修繕・改築計画案の作成を行うこと。検討にあたっては、SM 計画で採用した長期的な改築事業の採用シナリオや施設管理の目標設定を考慮しつつ、関連計画等を踏まえたうえで優先順位を定める。

エ 修繕・改築計画案の作成に当たっては、ライフサイクルコストの観点から最適な対策時期及び対策手法を検討すること。

オ 受託者は、各 SM 計画に対応する修繕・改築計画案を、次のとおり作成又は修正すること。

SM 計画	計画期間	検討期間 (想定)	修繕･改築計画案の作成内容
第 3 次	令和 11 年度～令和 15 年度	(策定済み)	委託者が策定済みの修繕･改築計画案について、維持管理業務及びコンサルタント業務の点検･調査の結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直し･修正案を委託者に提案すること。
第 4 次	令和 16 年度～令和 20 年度	令和 14 年度～令和 15 年度	第 3 次 SM 計画期間における維持管理業務及びコンサルタント業務の点検･調査の結果を踏まえ、第 4 次 SM 計画に対応する修繕･改築計

			画案を新規に作成すること。
第 5 次	令和 21 年度～ 令和 25 年度	令和 19 年度～ 令和 20 年度	第 4 次 SM 計画期間における維持管理業務及びコンサルタント業務の点検･調査の結果を踏まえ、第 5 次 SM 計画に対応する修繕･改築計画案を新規に作成すること。

④ 事業化スケジュール提案

ア 受託者は、修繕・改築計画案に基づく修繕・改築の事業化スケジュールを提案すること。

イ 事業化スケジュールの提案に当たっては、対象施設の運転に支障を及ぼさないよう、工事期間中の代替措置等についても検討すること。

ウ 国庫補助事業の採択スケジュール等を考慮した提案を行うこと。

⑤ 補助要望資料等作成支援

ア 受託者は、委託者が作成する SM 計画及び国庫補助要望資料の作成を支援し、必要となる資料の提供を行うこと。

イ 支援の範囲は、点検・調査データの整理、健全度評価結果のとりまとめ、修繕・改築計画案に基づく事業費の算定、その他委託者が必要とする技術的資料の作成とする。

（2） 実施設計業務

① 基本的事項

ア 交付金対象外工事について、委託者が必要と認める場合は、受託者は実施設計又は概略設計資料を作成し、委託者の承諾を得ること。なお、本業務の対象は、本件委託の業務範囲に含まれる工事に限るものとし、委託者が別途発注する工事に係る設計は含まない。

イ 実施設計に当たっては、施設の現況を十分に調査の上、既存施設との取合い、施工条件、施設の運転への影響等を考慮すること。

ウ 実施設計に使用する設計基準、仕様書等は、原則として国土交通省及び（公社）日本下水道協会が定める基準等を参考とする。ただし、受託者は、ライフサイクルコストの最適化の観点から、上記基準等によらない設計手法、材料又は工法を採用する提案を行うことができる。この場合、受託者は、当該提案の根拠（性能、耐久性、経済性等の比較検討結果）を委託者に説明し、委託者の承諾を得ること。

② 実施設計の内容

ア 実施設計は、次に掲げる事項を含むものとする。

(ア) 設計図（平面図、断面図、構造図、配管図、配線図、その他施工に必要な図面）

(イ) 設計計算書（構造計算、水理計算、その他必要な計算書）

(ウ) 工事仕様書（材料仕様、施工仕様、品質管理基準等）

(エ) 数量計算書

(オ) 工事費概算書

(カ) 施工計画の概要（工程、施工方法、安全対策、施設運転への影響及び対策等）
(キ) その他委託者が指定する書類

③ 設計図書の提出及び承諾

ア　受託者は、実施設計の完了後、速やかに設計図書を委託者に提出し、委託者の承諾を得ること。委託者による承諾は、設計の全体方針、主要な仕様及び概算費用の妥当性を確認するものとし、設計の詳細については受託者の責任において実施するものとする。承諾に係る手続きは、委託契約に定めるところによる。

イ　受託者は、設計完了時に設計概要の説明を委託者に対して行い、委託者の検査を受けること。

（3） 工事監督業務

① 基本的事項

ア　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事、突発修繕及び緊急修繕に関する工事を実施するに当たり、工事の監督監理を行う工事監督責任者を配置すること。工事監督責任者は、他の業務に係る責任者又は技術者と兼務することができる。なお、本業務の対象は、本件委託の業務範囲に含まれる工事に限るものとし、委託者が別途発注する工事に係る監督は含まない。

イ　工事監督責任者は、工事の品質、工程、安全及びコストを適切に管理し、設計図書に基づく施工が確実に行われるよう監督すること。

ウ　工事監督責任者は、当該工事の内容に応じた十分な知識及び経験を有する者とすること。

エ　受託者は、工事監督業務の実施に当たり、施工内容、出来形、品質、工程、安全及び費用の確認が客観的かつ公正に行われるよう、施工を担当する者と監督監理を担当する者との役割分担及び確認・報告手続を明確にすること。

オ　構成企業又はその関係会社が自ら施工する工事について工事監督業務を実施する場合は、監督監理の独立性及び客観性が確保されるよう、施工を担当する者と異なる部署に属する者を工事監督責任者として配置する等の措置を講じ、その内容を年間業務計画書に記載すること。

カ　委託者は、必要に応じて工事監督業務の実施状況を直接確認することができる。

② 施工監理

ア　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事の施工に当たり、以下に掲げる事項について、適切な施工監理を行うこと。緊急修繕については、その緊急性及び修繕内容を踏まえ、可能な範囲で必要な施工監理及び品質確認を行うものとし、実施後速やかにその結果を記録し、委託者に報告すること。

(ア) 実施設計を行った工事にあっては、設計図書と施工内容の照合及び確認
(イ) 工事工程の管理及び進捗状況の把握
(ウ) 使用材料の規格・品質の確認
(エ) 施工方法、施工手順の確認及び適正性の評価
(オ) 施設の運転に影響を及ぼす工事に係る運転管理との調整

(カ) 安全管理（労働安全衛生法その他関係法令の遵守状況の確認を含む。）

(キ) 周辺環境への配慮（騒音、振動、粉塵、臭気等の対策状況の確認）

(ク) 工事記録の作成及び整理（工事写真を含む。）

③ 品質管理

ア　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事について、以下に掲げる品質管理を適切に行うこと。

(ア) 出来形管理（設計図書に定める寸法、形状、位置等との適合確認）

(イ) 品質試験及び検査（材料試験、出来形検査等）の実施又は立会い

(ウ) 施工後の機能確認試験（運転試験、動作確認等）の実施又は立会い

(エ) 不具合が発見された場合の原因究明及び是正措置の指示

④ 工事完了時の対応

ア　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事及び突発修繕に関する工事が完了した場合は、速やかに工事完了届を委託者に提出し、委託者の完了確認又は検査を受けること。

イ　計画修繕及び交付金対象外工事に係る工事の出来高の確認は、月 1 回の出来高会議において実施することを基本とする。

ウ　受託者は、工事完了時に、以下の書類を委託者に提出すること。

(ア) 工事完成図書（完成図、施工記録、試験成績書等）

(イ) 工事写真

(ウ) 使用材料の品質証明書

(エ) 工事費精算書

(オ) その他委託者が指定する書類

エ　受託者は、工事監督業務の完了時に、監督記録、確認結果、判断根拠、工事写真、出来形確認資料、品質確認資料その他委託者が必要と認める書類を取りまとめ、委託者に提出し、委託者の確認を受けること。

⑤ 委託者への報告

ア　受託者は、工事の施工状況について、委託者に対して定期的に報告を行うこと。報告の頻度及び方法は委託者と協議の上、定めるものとする。

イ　工事の施工中に設計図書の内容と現場条件に相違が生じた場合、又は設計変更が必要となる場合は、速やかに委託者に報告し、委託者と協議の上、対応を決定すること。

ウ　工事の施工中に既存施設の安全性又は機能に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を講じること。

第６ 業務の実施体制等

１ 組織体制

① 基本的事項

ア 受託者は、良識的な判断のもと、業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

イ 受託者は、業務従事者の氏名及び職務分担を記載した業務実施体制図を、この契約の締結後速やかに委託者に提出しなければならない。

② 総括責任者

ア 受託者は、業務の履行についてその内容の管理をつかさどる総括責任者１名及びその代理者１名を定め、総括責任者及び代理者の氏名その他必要な事項を記載した書面を、この契約の締結後速やかに委託者に届け出なければならない。総括責任者又は代理者を変更したときも、同様とする。

イ 総括責任者及び代理者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(ア) 受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(イ) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の３に規定する資格を有する者であること。

ウ 総括責任者は、対象施設に常駐し、維持管理業務、統括管理等業務及びコンサルタント業務の全体を統括するとともに、委託者との連絡窓口となること。総括責任者が不在のときは、代理者がその職務を代理しなければならない。

③ 統括管理技術者及びコンサルタント業務に従事する技術者

ア 受託者は、統括管理等業務（ストックマネジメント計画策定支援業務の統括的な管理、維持管理情報のデータ管理、セルフモニタリング及びこれらに付随する業務をいう。）の実施に当たり、統括管理技術者を配置しなければならない。なお、統括管理技術者は、総括責任者又はコンサルタント業務に従事する技術者と兼務することができる。

イ 受託者は、コンサルタント業務（ストックマネジメント計画策定支援業務、実施設計業務及び工事監督業務をいう。以下同じ。）の実施に当たり、次に掲げる技術者を配置しなければならない。

(ア) ストックマネジメント計画策定支援業務に係る主任技術者

次のいずれかの資格を有し、かつ、下水道法第２条第６号に規定する終末処理場のストックマネジメント計画又は更新計画の策定業務（調査のみ等の部分的な業務を除く。）に関する実績を有する者であること。

a 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：上下水道－下水道））

b 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するＲＣＣＭ資格試験（下水道部門）に合格し、登録を受けている者

ウ ストックマネジメント計画策定支援業務に係る主任技術者は、総括責任者、代理者又は統括管理技術者と兼務することができる。

④ 修繕業務

ア　受託者は、計画修繕、交付金対象外工事、突発修繕及び緊急修繕に関する工事の実施に当たり、建設業法その他関係法令を遵守しなければならない。

イ　個別工事は、構成企業又は委託者の承諾を得た再委託先が施工するものとする。当該個別工事を担当する構成企業は、自ら施工する場合又は再委託先に施工させる場合を問わず、元請負人（委託者から直接建設工事を請け負う者をいう。）として、当該工事について建設業法その他関係法令上必要な許可、技術者配置その他の要件を満たさなければならない。再委託先についても、当該工事の内容に応じて、建設業法その他関係法令上必要な許可等を有しなければならない。ただし、建設業法第３条第１項ただし書に規定する軽微な建設工事については、建設業の許可を要しない。

ウ　一般建設業又は特定建設業の許可の区分、配置技術者その他の施工体制については、当該工事の内容及び施工方法に応じ、建設業法その他関係法令の定めるところによる。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、年度協定又は委託契約全体を単位として一律に配置するものではなく、当該工事を請け負った建設業者が、その請け負った建設工事に応じて配置するものとする。

エ　受託者が共同企業体である場合において、その構成企業が工事を施工するとき、及び再委託先が工事を施工するときも、同様とする。

⑤ 電気主任者等

ア　受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、電気主任者、機械主任者、水質主任者及び技術員等(以下「電気主任者等」という。）を配置しなければならない。

イ　電気主任者等は、次に掲げる資格等を備えた者でなければならない。

(ア) 電気主任者

電気主任技術者第３種以上の電気主任技術者免状の交付を受けた者で、情報処理設備、特別高圧、高圧、低圧、計装、制御及び通信設備関係の知識を有し、技術員に対し的確に指示する能力を有する者。なお、下水道法施行令第１５条の３に規定する資格の取得に努めること。

(イ) 機械主任者

次のいずれかに該当する者で、技術員に対し的確に指示する能力を有する者。なお、下水道法施行令第１５条の３に規定する資格の取得に努めること。

a 大学、短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において機械工学に関する専門課程を卒業後３年以上の実務経験を有する者

b 工業高校において機械工学に関する専門課程を卒業後７年以上の実務経験を有する者

c 機械工としての実務経験年数が１０年以上の者

d 上記のいずれかと同等以上の実務経験を有する者

(ウ) 水質主任者

次のいずれかに該当する者で、技術員に対し的確に指示する能力を有する者
なお、下水道法施行令第１５条の３に規定する資格の取得に努めること。

a 大学の衛生工学科、化学科、応用化学科、生物工学科、環境工学科又はこれらに相当する課程を卒業後、下水道の維持管理に関する技術上の実務に５年以上従事した経験を有する者

b 短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校においてaの学科に相当する課程を卒業後、下水道の維持管理に関する技術上の実務に１０年以上従事した経験を有する者

(エ) 技術員

次のいずれかに該当する者

a 機械工又は電工として５年以上の実務経験を有する者

b 電気工事士の有資格者で３年以上の実務経験を有する者

c アーク溶接、ガス溶接の有資格者で３年以上の実務経験を有する者

d 下水処理場又はポンプ場の運転管理に従事した実務経験年数が５年以上の者

e 工業高校以上の教育機関で、電気若しくは機械に関する専門課程を卒業した者又はこれと同等以上の能力があると認められる者

f 水質分析業務に3年以上従事した経験を有する者又は環境計量士の資格を有する者

(オ) 防火管理者

消防法施行令第３条の防火管理者の資格を取得しているもの。

(カ) 特別管理産業廃棄物管理責任者

廃棄物の処理及び清掃に関する法第12 条の2 第8 項の規定による環境省令で定める資格を有する者

(キ) 化学物質管理者

労働安全衛生規則第１２条の５の規定による化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

(ク) 保護具着用管理責任者

労働安全衛生規則第１２条の６の規定による保護具について一定の経験及び知識を有する者

ウ　受託者は、電気主任者等のほか、次に掲げる者を配置しなければならない。

(ア) 危険物取扱者　（ディーゼルエンジンの運転に支障をきたさないよう配置）

(イ) ガス溶接技能講習修了者

(ウ) アーク溶接特別教育修了者

(エ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

(オ) クレーン技能講習修了者

(カ) フォークリフト運転技能講習修了者

２　業務従業者の確保等

受託者は、業務の公共的使命の重要性を念頭に置き、いかなる場合でも必要な業務従業者を確保し、業務に支障を来たしてはならない。

３　災害時及び緊急時の体制等

ア　受託者は、災害時及び緊急時における連絡体制及び出勤体制を定め、この契約の締

結後速やかに委託者に通知しなければならない。

イ　受託者は、災害時及び緊急時を含め、対象施設の機能維持に必要な人員、資機材、連絡体制及び出動体制を確保し、24 時間 365 日の即応が可能な体制を構築すること。

ウ　受託者は、業務従事者に対し、災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

エ　受託者は、災害時には、委託者が定める地域防災計画及び上下水道 BCP 等に基づき、危機管理マニュアルを策定し、委託者の承諾を得なければならない。受託者は、当該マニュアルに沿って災害時等の対応を行うものとする。

オ　受託者は、災害等により障害等が発生した場合においても対象施設の機能停止を最小限にとどめるよう、緊急時における対応方法及び体制を構築すること。また、早期に対象施設の復旧が可能な体制を構築すること。

カ　受託者は、あらかじめ危機管理マニュアルを作成し、委託者の承諾を得なければならない。危機管理マニュアルには、災害等の緊急時における初動対応、連絡体制、応急措置、復旧手順等を定めるものとする。

キ　受託者は、災害発生時において対象施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、委託者と密に連絡及び調整を行うとともに、緊急点検の実施その他適切な緊急措置を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めなければならない。

ク　受託者は、災害等の緊急時において委託者が対応を想定していない危機事象が生じた場合にあっても、現場情報及び保有する技術知見を活かし、対象施設の機能維持のために適切に対応するよう努めなければならない。

ケ　受託者は、東部浄化センター及び中在家中継ポンプ場が津波等一時避難場所に指定されていることを踏まえ、避難者の受入れに関し、第５に定める危機管理対応業務に基づき適切に対応しなければならない。

４ 労務管理及び安全衛生管理

受託者は、業務従事者を労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等を遵守して就業させるとともに、適正に労務管理を行わなければならない。また、安全衛生管理を徹底し事故等の防止に努めるとともに、業務従事者へ労働安全衛生の教育を施し、労働災害が発生しないよう努めなければならない。

５ 就業の制限

ア　労働安全衛生法に規定する就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱に当たっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

イ　酸素欠乏危険作業、危険物取扱作業、特定化学物質等作業の実施に当たっては、有資格者のうちから作業主任を選任し、作業主任者の指示に従って作業を行わなければならない。なお、酸素欠乏危険作業において、測定器等機材については受託者の負担とする。

６ 業務従事者の服装等

受託者は、業務従事者に清潔で作業に安全な衣服を着用させるとともに、受託者の使用者であることを明示する名札等を着用させなければならない。

７ 再委託の制限

ア　受託者は、次に掲げる業務（以下「主たる業務」という。）を受託者の構成企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(ア) 維持管理業務のうち、施設の運転操作及び監視に関する業務

(イ) 維持管理業務のうち、日常点検業務

(ウ) コンサルタント業務のうち、ストックマネジメント計画策定支援業務

(エ) 統括管理等業務

イ　前項各号に掲げる主たる業務以外の業務（実施設計業務、工事監督業務、計画修繕に関する工事の施工その他の業務を含む。）について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託承認届を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。

ウ　受託者は、再委託を行う場合であっても、当該業務の適切な履行について全ての責任を負うものとする。

８ 業務実施体制の変更

ア　受託者は、総括責任者、代理者、ストックマネジメント計画策定支援業務に係る主任技術者その他の主要な業務従事者を変更しようとする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

イ　受託者は、委託者が業務従事者について業務の実施上不適当と認め、その旨を通知したときは、速やかに適切な措置を講じなければならない。

ウ　受託者は、毎年度の業務実施体制（組織図、業務従事者の配置、資格保有状況等）を年間業務計画書に記載するとともに、体制に変更が生じた場合は速やかに委託者に届け出ること。

第７ 施設及び設備の機能確認等

１ 業務開始前の機能確認

ア 委託者及び受託者は、業務開始日までの間に、双方立会いのもとで別添１－１「対象施設一覧」に定める施設及び設備(以下「施設等」という。）の機能確認を行う。

イ 受託者は、前号の機能確認が完了したときは、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書」を作成し、確認終了日から 30 日以内に委託者に提出しなければならない。

２ 業務開始後の当初機能確認

ア 委託者及び受託者は、業務開始日から 1 年間を施設等の当初機能確認期間とし、双方立会いのもとで、運転状況等を踏まえた施設等の機能確認を行う。

イ 受託者は、当初機能確認期間中に施設等の所定の機能が確保されていないことを確認した場合は、その都度速やかに委託者に報告するものとする。

ウ 当初機能確認期間中に、業務開始日時点で既に存在していた施設等の不具合、故障、性能不足その他所定の機能が確保されていない状態が確認された場合は、委託者の責任と費用負担により、修繕、更新その他必要な措置を講ずるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(ア) 募集要項等、委託者が提示した資料又は現場見学会その他の機会において、あらかじめ応募者に開示されていたもの

(イ) 受託者が技術提案書その他の提出書類において、その存在又は対応費用を見込んでいたもの

(ウ) 業務開始日以後の受託者の責めに帰すべき事由により発生し、又は拡大したもの

(エ) 通常の維持管理業務又は要求水準書に定める修繕業務の範囲内で対応すべきもの

３ 業務実施期間中における機能確認

ア 委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、業務実施期間中のいつでも、相手方に対し施設等の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合においては、速やかに双方立会いのもとで機能確認を行う。

イ 受託者は、当該機能確認が完了したときは、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書」を作成し、確認終了日から 14 日以内に委託者に提出しなければならない。

ウ 委託者及び受託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されていないときは、双方協議して修繕、更新その他必要な措置を定める。ただし、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合、受託者は、委託契約書(案)の規定により委託者に損害賠償をしなければならない。

４ 確認された不具合等の取扱い

ア 前各項の機能確認により確認された不具合、性能不足その他の事項に係る契約不適合の該当性、補修その他必要な措置、責任分担及び費用負担については、委託契約書

(案)の定めるところによる。

５ 契約終了時の機能確認

ア　委託期間満了によりこの契約が終了するとき、委託者及び受託者は、契約終了年度の 10 月 1 日から同年度の 1 月末日までの間に、双方立会いのもとで施設の機能確認を行う。

イ　委託者又は受託者が解除することによりこの契約が終了するときは、委託者及び受託者は、すみやかに、双方立会いのもとで施設の機能確認を行い、委託者が定める期日までに終了する。

ウ　受託者は、前２号の機能確認が完了したときは、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書」を作成し、確認終了日から 14 日以内に委託者に提出しなければならない。

エ　当該機能確認の結果、施設等が受託者の業務の実施に伴い過度に劣化した場合、受託者は委託契約書(案)の規定により、委託者に損害賠償をしなければならない。

第８ 雑則

１ 受託者による効率的方策の提案

受託者は、業務の実施方法その他東部浄化センター等の効率的管理運営方策を委託者へ提案できるものとし、委託者は、当該提案に対し検討を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

２ 受託者による投資の提案

ア 受託者は、業務の効率化等を図るために、自らの責任と負担による施設等の設置又は既設施設等の改造、改良等を委託者へ提案できるものとし、委託者は、当該提案に対し検討を行い、その諾否を受託者に通知するものとする。

イ 受託者は、当該提案に基づく工事を行う場合、その工程等について委託者の承諾を得なければならない。

ウ 当該提案により設置された施設等又は改造若しくは改良等をされた既設施設等の所有権の帰属、維持管理責任及び委託期間終了時の取扱いは、提案の内容に応じ、委託者及び受託者が協議のうえ書面により定めるものとする。

エ 受託者は、前項の協議に当たり、設置設備の仕様、図面、保守情報その他維持管理に必要な情報を委託者に提供しなければならない。また、設置設備は、第三者による保守及び更新が可能であり、特定の事業者に過度に依存しない仕様とするとともに、委託期間終了時に次期受託者へ支障なく引き継ぐことができるものとしなければならない。

３ 改築工事等の実施時の取扱い

ア 受託者は、委託者が施設等の改築工事、増設工事、補修工事その他東部浄化センター等において作業を実施する場合は、当該作業が円滑に進められるよう協力しなければならない。

イ 当該作業の際に要する光熱水費は、受託者の負担とする。

ウ 改築工事の施工中又は完了後において、当該工事に起因して通常運転におけるユーティリティ調達費（薬品費、燃料費その他の用役費をいう。）に増減が生じた場合は、年度協定において定める精算方法に基づき、委託料を調整するものとする。

エ 東部雨水ポンプ場の建替え工事に関する特則は、次のとおりとする。

(ア) 委託者は、東部雨水ポンプ場の建替え工事を、業務期間中に別途実施する予定である。建替え工事のスケジュールは、別添１６のとおりとする。ただし、当該スケジュールは現時点の想定であり、変更となる場合がある。

(イ) 受託者は、建替え工事の施工中においても、現ポンプ場の維持管理業務を継続しなければならない。ただし、新ポンプ場の部分的な供用開始等に伴い維持管理の運用に変更が生じる場合は、委託者と受託者の協議により、業務の内容及び範囲を変更することができる。

(ウ) 新ポンプ場の全面供用開始後は、現ポンプ場の維持管理業務を終了し、新ポンプ場の維持管理業務に移行するものとする。移行の時期及び手続きは、委託者と受託者の協議により定める。

(エ) 前号の業務の内容及び範囲の変更又は移行に伴い、委託料の変更が必要となる場合は、委託契約書(案)の定めるところにより、委託者と受託者の協議により委託料を変更する。

4 電気主任技術者

ア 電気主任技術者の選任等

(ア) 委託者は、受託者の職員のうち必要な資格を有する者を、東部浄化センター、東部雨水ポンプ場及び中在家中継ポンプ場の自家用電気工作物に係る電気主任技術者として外部選任する。

(イ) 電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理を行うものとする。

(ウ) 委託者は、「尼崎市公営企業局自家用電気工作物の点検等の基準について」に準じて、自家用電気工作物保安規程を制定するものとする。

(エ) 保安規程に係る所轄官庁への届出は、委託者に確認の上、受託者が行うものとする。ただし、届出の受理その他の手続上の理由により委託者が行う必要がある場合は、委託者がこれを行い、又は受託者と共同して行うことができる。

(オ) (ア)の電気主任技術者は、東部浄化センターの事業場に常勤するものとする。

(カ) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者へ連絡する担当職員をあらかじめ指名しておくものとする。

(キ) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。

(ク) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者が、その保安のためにする指示に従うこと。

(ケ) 電気主任技術者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

イ 電気主任技術者の不在時の措置

(ア) 電気主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合は、その業務の代行を行う者を委託者、受託者協議の上あらかじめ指名しておくものとする。

ウ 電気主任技術者の報告

(ア) 電気主任技術者が行う業務上重要な事項については、委託者、受託者それぞれに連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者は臨機の措置をとり、事後本文の定めの趣旨により報告を行うものとする。

5 業務対象外の施設設備

ア 東部浄化センター管理棟操作室に設置されている庄下川浄化ポンプ場、大高洲・昆陽川抽水場の遠隔監視操作盤及びその附帯設備は、市長部局都市整備局土木部河港課

の管理に属するものであり、本業務の対象外とする。